
令和4年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第4日)

令和4年9月16日(金曜日)

議事日程(第4号)

令和4年9月16日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第48号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第49号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第3 議案第50号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第4 議案第51号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第52号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第6 議案第53号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第54号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)
日程第8 発議第4号 安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書(案)
日程第9 発議第5号 旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議(案)
日程第10 決算審査特別委員会委員の選任について
日程第11 地域医療調査特別委員会報告について(中間)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第48号 吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第2 議案第49号 令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算(第1号)
日程第3 議案第50号 令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第4 議案第51号 令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第5 議案第52号 令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
日程第6 議案第53号 令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第2号)
日程第7 議案第54号 令和4年度吉賀町一般会計補正予算(第2号)
日程第8 発議第4号 安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書(案)
日程第9 発議第5号 旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議(案)
日程第10 決算審査特別委員会委員の選任について
日程第11 地域医療調査特別委員会報告について(中間)

出席議員(12名)

1番	桜下 善博君	2番	村上 定陽君
3番	三浦 浩明君	4番	桑原 三平君
5番	河村由美子君	6番	松蔭 茂君
7番	河村 隆行君	8番	大庭 澄人君
9番	藤升 正夫君	10番	中田 元君
11番	庭田 英明君	12番	安永 友行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
医療対策課長	……………	永田 英樹君	産業課長	……………	堀田 雅和君
建設水道課長	……………	早川 貢一君	柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君
出納室長	……………	村上 恵君			

午前9時00分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 日程第1、議案第48号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろし

いです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第1、議案第48号吉賀町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第2、議案第49号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第2、議案第49号令和4年度吉賀町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第3、議案第50号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第3、議案第50号令和4年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第51号

○議長（安永 友行君） 日程第4、議案第51号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してあります。これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 6ページの介護給付費準備基金積立金のところで、今回3,280万円を積みたいということで、令和3年にも1,000万円積立てがされて、現在、本定例会に提出されております資料の40ページによりますと、基金残高が……。

○議長（安永 友行君） 藤升議員、これは後期高齢者医療の質疑ですが、間違いではありませんか。

○議員（9番 藤升 正夫君） すいません、間違えました。取り消します。

○議長（安永 友行君） 分かりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第4、議案第51号令和4年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第52号

○議長（安永 友行君） 日程第5、議案第52号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 大変失礼いたしました。改めて、介護保険事業特別会計の補正予算に対してお聞きいたします。

6ページの介護給付費準備基金積立金のところでございます。今回、基金積立金3,280万円ということで本定例会に提出されております資料の40ページで見ますと、基金残高1,462万7,000円となっております。令和3年の積立ても1,000万円ということになっております。

今度、第9期の介護保険事業の計画が作成されると思いますけれども、このような基金の残高等に対しての推移等を考慮した形で計画が策定されていくという動きになるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） 先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、現在、8期の計画において今の保険料を算定して推移しているところでございます。町のほうの考えといたしましては、9期に向けて来年度策定をさせていただきますが、そのときに現在の積立金額あるいは情勢等を考慮しながら保険料の算定へつなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第5、議案第52号令和4年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第53号

○議長（安永 友行君） 日程第6、議案第53号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、議案第53号令和4年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第54号

○議長（安永 友行君） 日程第7、議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）

を議題とします。

質疑に入る前に、本案については前回質疑の答弁保留があります。11番議員の質疑で産業課関係になりますので、堀田産業課長に説明してもらいます。堀田産業課長。

○産業課長（堀田 雅和君） 失礼します。9月2日の全員協議会で、第三セクターの経営状況についての議題の中で、9番議員のほうから質問のあったところに対する回答をいたします。

質問の内容につきましては、農業公社における草刈り作業料金の見直しで計画を下回った理由は何かということと、草刈り用貸出し機械の運用に関する質問であったというふうに思っております。

まず、草刈り作業料金の見直しにつきましては、これまでは休耕田の草刈りにつきましては、どんな長さにおいても一律同一料金でありましたけど、草丈が50センチ未満は5,000円、草丈50センチ以上は1万円ということに改定したところ、想定した面積を下回ったということでした。

それから、貸出し草刈機につきましては、現在作業料金を検討中ということでしたので、報告させていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ただいまの前回質疑の際の議席番号を間違えて言いました。11番ではなくて、9番の藤升議員でございました。おことわりします。

それでは、本案についても質疑は保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 15ページですが、商工費の観光費で、備品購入費ということで、機械器具費というのが255万2,000円計上されておりますが、先般の説明でこの説明がなかったのですが、何を購入されるのか、もう一度お答え願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。温泉施設ゆ・ら・らの喫煙室を設けるために、煙の浄化装置を購入するものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 喫煙室のですか。浄化装置を買うということですか。この浄化装置ですが、ここの役場の庁舎も、以前、同じようなものじゃないかと思うんですが、浄化装置を買っていて、ここの2階にもたしかあったような気がするんですが、現在、禁煙というような公の施設、特に法令が改正されて禁煙というようなことになっているんじゃないかと思います。敷地内まで禁煙のような、ここの庁舎もそうだろうと思うのですが、このゆ・ら・らで、町の管

理する公の施設でたばこを吸うということがいいのか悪いのか、その辺は何か根拠があつてのこの購入ですか。

令和2年度で法改正もたしか出て、どんどん厳しくなっていると思うんですが、私がちょっと調べたところですが、令和2年の4月1日から原則屋内禁止というような状況が出ておって、第一種の施設とか第二種の施設というふうなことになるかと思うんですが、第一種というと、学校、病院、保育園等が出ていると思うんです。第二種ということになると、公民館とか図書館、地区活動センター、その他公の施設というのがありますが、ゆ・ら・らのどこに設置されるんか分かりませんが、この法令があるのに、町も調べられていないとは思いますが、もし調べておられるのであれば、これは引っかかるんじゃないかと思うんですが。

ネットなんかで見ると、岩手県の盛岡とか、もう原則禁止だということで、何年かはいいいけど、もう駄目だよというふうに決めております。吉賀町は、これを見ておられるかどうか分かりませんが、法令で徐々に厳しくなっておる状況です。

この庁舎も、先ほど申しましたように、敷地内禁止。今の温泉施設も、子どもさんとか禁煙の方がたくさんおられるかと思いますが、なぜこれを予算に計上したか、その辺のいきさつを御説明ください。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 経過ということで報告させていただきます。我々の調べる範囲では、今、法令に抵触するものではないと判断しております。

それと、経過を申し上げますと、現在、ゆ・ら・らにつきましては宿泊施設でございますので、宿泊施設について喫煙は可能でございます。喫煙部屋、各部屋ではです。それで、今回、和室のほうにつきまして、いろいろ清掃した上で禁煙室を設けたところでございます。洋室につきましては、現在、全ての部屋は喫煙室となっております。

運営を申し上げますと、夜10時には門限がございまして、玄関を遮断します。そうしますと、今、室外に設けております喫煙所が使えなくなりまして、喫煙者の皆様には不自由をかけているという状況になっております。

一方、方向としましては、禁煙室を望む方が非常に昨今増えておりまして、今の洋室につきましても将来的には禁煙室にもっていきたいと考えております。

今後運用をいろいろ考えておりますが、将来的には禁煙室を増やすために随時切り替えていきなという考えの下、喫煙者への配慮がありまして、部屋を1つ設けようとしたところでございます。部屋につきましては、和室の宿泊棟の手前に、ただいまパントリーとして、荷物置場として利用している部屋がございまして、そこを活用したいと考えております。

この装置につきましては、いろいろ設置しているところの話を知りまして、外に煙が漏

れるようなことはないという認識でございます。以前庁舎に置いてありました排煙とは全然違うものでございます。完全に個室にしておりますので、そこから煙が漏れることはないと今判断しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 法令には抵触しないということですが、今の一種とか二種とか、その辺の区別もしてありますけれども、抵触はしないかもしれませんが、現在そのような、名前、ゆ・ら・らは健康増進の福祉施設ですよ、吉賀町の。そこでたばこを許可するという。それと、私も後から見たんですが、今朝ですか、来てからですが、議運の資料ですか、あれの説明を見ると、今課長が言われたような説明書きではないと思うんですが、ちょっと課長読んでもらえますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 六日市温泉ゆ・ら・らの集客力の向上を図るため、喫煙室・分煙機器の設置ということで記載しております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 喫煙所ができると、集客ができるわけですか。例えば、250万円ですよ、この予算が。入浴が、1人700円とした場合に、何人の方が増えないといけないかという、3,600何がしかの人数がいると思うんです。今はコロナ禍で減っているかもしれませんが、3,600人増やすということが並大抵のことではないかと思うんです。

例えば、先ほど課長が言われたように、泊まりの客です。泊まりの客が1人1万円とした場合には、255万人ですか、255万円だから、それだけ増えないと元が取れないんですが、こういう試算されて、今のこれをつけるということは、どのぐらいの禁煙者がおられて、どのぐらいの苦情があったかというような統計は取られてのこれは予算化されとるんですか。何年たったら、これが元を取れるんか。それとまた、健康被害も増えるはずなんですよ。

この説明で私が一番疑問に思ってこんなことを言うのは、ゆ・ら・らのフロア、受付がある、フロアのところに置くのかどこかということが全然分からんのですよ。私が一番疑問に思ったのは、そのフロアに例えばこの機器を置いた場合に、煙が当然100%吸うかどうかです。その辺のことも分からないで、課長はその辺の説明はされませんが、大変危険なものではないかと思いますが、いかがですか。

これで予算が、しっかり審査して、町長も含めてですが、その辺のことがはっきりしていないんですが、その辺のことを説明。

○議長（安永 友行君） 喫煙室の場所とかは説明されましたが、再度説明してもらいます。深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 説明不足ということで、申し訳ございません。再度、重複しますが、説明させていただきます。

まず、設置の場所でございますが、ゆ・ら・らに入ってくださいまして、フロアを通り過ぎまして、交流室の前を通り過ぎまして、左手に部屋がございます。普段利用していないからちょっと目に入ってないのかなと思います。和室の宿泊の手前でございます。その仕切った空間の中にこの機器を設置いたします。

全て吸い込む形にしておりますので、現時点で外に煙が漏れるということはないと認識しております。

背景を申し上げますと、先ほどと重複いたしますが、統計を取っているかという点につきましては、統計を取っておりませんことを申し上げます。宿泊者の希望が禁煙室ということが、非常に最近御希望が多くなったと管理者のほうから聞いております。喫煙室にはなかなか泊まっていただけない状況があるという中で、基本的には今洋室でたばこを吸える、喫煙ができるという形にしておりますが、これを禁煙室に切り替えていきたいという今考えがございます。それで、運用がどうなるかをちょっといろいろ議論したところでございますが、基本的には喫煙をしていただけない部屋に当分持って行って、最終的には禁煙室ということにしていきたいと考えております。

ただ、切り替えるまでに結構やっぱり非喫煙者、たばこを吸わない方とかでいろいろ見ていただいたんですけど、やっぱり臭いだけはどうしても残っているということで、臭いがしてもいいけど禁煙室という形で運用したい。要するに、喫煙者の方に部屋で吸うのをやめていただきたいという運用をしていきたいと考えております。

現在は、玄関の外側に喫煙所を設けておりますが、ここも受動喫煙等の恐れがありますので、今回仕切りをしたいと。その場所では喫煙ができるけど、ほかの館内ではできないという形に持っていききたいと今調整しているところでございます。

したがって、将来的には禁煙室を、今の一部の部屋以外は全館禁煙にして、部屋での喫煙ができない形に持っていききたいと考えておりまして、そのことによって今のちょっと集客を上げたいという考えがございます。

ほかに、何か漏れがございましたら。（発言する者あり）

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 関連です。私もこの件はちょっといかなものかと思っております。関連で質問させていただきます。

る説明がありましたけど、全く町の姿勢というのが示されていない。たしか、公共施設、例えば集会所とか、柿木で言いますと自治会館等は、敷地内、外、施設外、施設内も禁煙にしてほしいという要請を町のほうからされていますよね。

それと、集客とかなんとか今言われていましたけど、集客をされるのであれば、もう今の流れは、どこのホテルに行っても旅館に行っても禁煙ですよ。今、臭いのことを言われましたけど、一日、禁煙ではない部屋を次の日には禁煙室にするなんかということは到底考えられないわけであって、それは公共施設、ここもそうです。同僚議員が、随分、川土手に喫煙室を設けてということも出たと思うんですけど、そのときは町は一切受け付けなくて、はねてきましたよ。それがこのたび、しかも一番この皆さんが集うゆ・ら・らにこういう施設を造ろうという考えは、私は理解できません。

それと、これは企画のお考えでしょうけど、保健福祉課はどう考えておるんですか。その辺のところをきちっと庁内で横の関係をもって統一した考えを出さんと、この施設は、しかも煙は漏れないからいいという発想でしょう。それは全然もう時代遅れじゃないですか、そういう発想は。町長はどう思われますか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。現在、喫煙室を設けておりますが、問題として、その喫煙室のほうから煙が漏れるというのちょっとしたいろいろ、受動喫煙の原因になるのではないかなと思っておりますので、その対策も兼ねて集じん機を設置したいと考えたところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 11番議員のほうから、町の姿勢ということで問合せがございました。

先ほど来お話がありますように、これまでの健康衛生上のことから、禁煙というのは町のほうも当然お願いなりをさせていただいた、公共施設のお願いをさせていただいたということは、これは事実でございます。

先ほど来、担当の企画課長が申し上げておりますように、ゆ・ら・らにおきましては宿泊施設でございますが、ああしてたばこが吸えるお部屋があったということで、そのたばこを吸われる方とたばこを吸われない方との、いわゆる双方の、何と申しますか、主張されるところがあるというのは現実問題としてあります。

そのことによって、結果的にやはり宿泊をあそこで希望される方が敬遠をされるという事実もあるというようなお話も聞いておりますので、この際、法の許される範囲の中で、たばこを吸えるスペース、セクションをコンパクトにして、そうした上でたばこを吸われる方もそちらの一室

で吸っていただく。そうすると、これまでたばこを吸っていただくことが可能だったお部屋は禁煙室にする。それ以外禁煙であったお部屋は、当然禁煙するんですけど、そうすると、禁煙をされない方は全室で宿泊、お部屋のほうで宿泊ができる。たばこを吸われる方も、禁煙室に宿泊していただくんですが、たばこを吸われるときだけそちらの、今から設置しようとする一室のほうで吸っていただくということで、そういうことで一つの整理をつけて、一つの何といいますか、法で許される範囲の中で対応させていただく。そうすると、今まで以上の誘客、宿泊者数がまた見込めるんじゃないかということです。

それからもう一つ、先ほどもお話がありました、今、玄関先のちょうど風除室の左側、もともと屋外の足湯といいますか、そこがあった一角のところ、今灰皿が置いてあるのは御承知だと思いますが、そこで吸われるということなんですが、屋外とはいいながら、やはり受動喫煙の問題がある。

もう一つは、やっぱり景観上の問題もございます。ですから、この際そうしたこともひとつ整理をさせていただくという形で、今回のこの予算をお願いさせていただいたということでございます。

役場の問題とか、ほかの公共施設の問題もあるわけでございますけど、これは決して否定するものではございません。いろいろな観点から総合的に判断をさせていただいて、今回予算を上げさせていただいたということでございます。

もちろん、先ほど10番議員のほうからも、あの施設は健康増進で交流施設でございますので、そうしたところからして、この施設の趣旨からどうなのかということは、それは理解ができるところでございますが、その造りの中でも、どうにか健康増進を見込めるように。ですから、健康増進のリスクを少しでも軽減できるような方法ということで今回の提案をさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 町のイメージとか、人の健康とか、そういうことより経済を優先させたということだと思いますけど。全く、町の方針が蛇行していますよ。一本筋が通っていない。むしろ、今課長が言われましたように、喫煙しない部屋のほうの需要が多くなっておるわけですよ、今。ですから、全部、町の方針として、喫煙は禁止ということにして、たばこを吸われる方はお断りするぐらいの姿勢が必要なんじゃないですか。

もし、ゆ・ら・らに喫煙コーナーを造るんだったら、ほかの公共施設にも全部造るべきです。全く矛盾しとるじゃないですか、やり方が。保健福祉課はどう考えておるんですか。

○議長（安永 友行君） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝君） お答えさせていただきます。公共施設等につきましては、先ほ

ど10番議員の方もおっしゃられたと思いますけど、健康増進法の改正によりまして1類、2類、そういった類型によりまして敷地内禁煙とか建物内禁煙、そういった種類があるというふうに承知をしております。

保健福祉課といたしましては、1類の建物、こういった公共の場、役場とか集会所においては禁煙をお願いしておるといような状況でございます。

先ほどありましたホテル等につきましては、2類相当の建物になりますので、それにつきましては分煙等、そういったことがきちっとしてあるということであれば設置ができるというふうになっておりますので、そちらにつきましては、今おっしゃられましたように受動喫煙等がないように措置をしていただいて設置というのは可能であるというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 先ほど、企画課長のほうから、法令には抵触しないということと返事がありましたけれども、この公共の場所における受動喫煙の防止を図りますというあれですが、令和2年の4月1日から原則屋内禁煙というのがあります。第二種であっても、子どもなど受動喫煙による健康被害が大きいとされるものが多く利用する施設である場合、改正法の趣旨に鑑み、第一種施設と同等の対策を講じることが望ましいということがあるわけですよ。

ゆ・ら・らも当然この施設に該当するんじゃないですか、しませんか。子どもさんも行っておられますよね。

ただ、課長が言われる「別室」ということが引つかかるところがあるわけですが、今、庭田議員が言われたようなこともございますので、私もこの健康施設、できるだけ禁煙にするべきだと思います。

法的にはできるかもしれませんが、望ましいということは、今、保健福祉課長のほうも苦しい答弁をされておりましたけれども、今からは当然禁煙の時代になってくるんじゃないのか。私は、この予算をもう少し、もし実施するにしても、私先ほど申しましたが、本当にどれだけの方が望んでおられるのか実態調査をして、もし断ったら、今からでもですよ、年末までかけてでもです。これを禁煙にしたから何人来られた者が断られたか。そのくらいの調査をしてからでも遅くはないと思いますが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 我々、今回この機械を設置しますが、最終的には部屋で禁煙、全ての部屋が禁煙ルームとなるように目指しているところでございます。

現在ちょっと、それまでの移行期間といいますか、部屋の改修とかも必要になって臭いが消える期間とかも必要ですので、その間の措置として今予算計上させていただいたところでございます。

今の現在の状況の中で禁煙室を望む方は、できるだけ和室をお勧めしておるところでございますが、ちょっと実態がどうであるのかは管理者のほうとも調整なり、調査ができれば、可能であれば確認してみたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 最後にします。私が、この禁煙問題というのも大変重要なことだと思います。それから、この定例会で大変、学園の問題で、財政基盤の問題等も話されております。六日市病院、学園です。そういつて財政が大変危機にあるんだという中で、企画のほうではたった200万円ぐらいだったらええかと、何十億円の中の中と思われるかもしれませんが、この一つの100万円、10万円、そういった中から節約することによって六日市病院の基金にも持っていけるようなことが、やはり基金を積立てないとやれないということは町長も再三言われております。節約できるところは節約するべきではないかと思いますが、そこもひとつよろしくをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） いろいろ御意見を頂いております。先ほど保健福祉課長も申し上げましたが、健康増進法でいうところの第二種のところの分煙でいうと、この今やろうとしているものは法に抵触するものではないということでございます。

先ほど企画課長が申し上げましたように、今、お部屋のほうを禁煙と喫煙の部屋があるわけでございますが、これを全てこれからは一律禁煙のお部屋にさせていただいて、たばこを吸われる方はこちらのスペースで吸っていただくと。そうすると、たばこを吸われない方も吸う方も同じように宿泊でアプローチができるということになると、やはり誘客を増長して、それによってほかの指定管理施設もそうなんですけど収益が上がってくる。結果的に指定管理料が軽減されるということでございますので、このこと。

それはたしかに、今、たった250万円と、そんなお話もございました。決してそんな認識も我々はございません。250万円というもので今回備品を購入しようということでございますので、当然費用対効果の部分でいうと、将来的には今以上に誘客されて宿泊の数も増える。当然、温泉の利用者もそうでございますが、そのことによって指定管理料が幾らかでも軽減できる。そうすると、町の財政も全体のパイの中で見ると、健全化が図れるということでございますので、今回我々といたしましては、そうしたことを検討させていただいた上で予算のお願いをさせていただいたということでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ただいまの件は、もう少し熟慮してこういう提案をしないと、こっちも質問はしたくないですよ、本当言ったら。指定管理者に対して、本当こういう議論をす

るということは、管理されるほうは何ら関係ないわけですから。むしろ不快な思いをさすことになると思うんです。

だから、こういうことをするときには、町の姿勢をきちっと出して、お互い熟慮しながらやらんと、向こうが言うたから、はいということにはならんとと思います。その辺のところは、ぜひ次回からこの指定管理にかかわらず、お願いをしておきたいと思います。

そこで、その上の、これは前もお願いしたんですけど、観光施設管理費の指定管理料なんですけど、ゆ・ら・らほかいろいろ施設があると思うんですけど、そこら辺の個別の金額を出してもらわんと、この施設がどういう状態なのかということがこっちでは把握できませんよね。だから、ぜひそのところはお願ひしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 重々熟慮ということを承りましたので、十分考えながら進めていきたいと思っております。

それと、今の2番目の観光施設管理費の内訳ということでございますので、予算書の作成上、今こうなっておりますが、また施設ごとに並べられるよう予算書作成の部署と協議を重ねていきたいと考えております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 今の質問の関連なんですけども、私も、今、補正が二千何百万円。たしか、2か所か3か所の指定、ゆ・ら・らとサンエムとかいうふうの説明があったように聞くんですが、先ほどの11番議員ので、詳細は後に出すということですが、なぜこんな時期にこういった数字が上がってくるのかなというのがどうも納得できないところがあります。

それと、農林水産事業費の中で、007の設計委託料で99万円なんですけど、勝繁ヶ池の配水池の設計を変更すると説明があったような気がするんですけど、あそこは全部改良済みのような気がしたんですけど、何か特別な、災害等で様相が変わったんでしょうか。簡潔にお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 重複した回答になると思いますが、先ほど11番議員の御質問にもお答えしました。予算書のつくりで今こうなっておりますけど、きっかけとしては、来年度の当初予算になろうかと思いますが、施設ごとに表示できるかどうかを予算作成の部署と協議していきたいと考えておりますので、御理解頂きたいと思ひます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、15ページの農業費、農地費、007の農村地域防

災減災事業費の内容について説明させていただきたいと思います。

議員おっしゃいますとおり、勝繁ヶ池のことでございます。御存じのとおり、勝繁ヶ池は池としての機能をなくしまして、現在水がたまらない状況になっています。そのときに処理ができればよかったんですけども、その中の事業としては認められませんでしたので、今回改めてということではございますが。

内容的には、池としての能力をそぎましたので、谷から集まる水が排水のほうへ流れてまいります。排水よりも谷に流れてまいります。従前から、勝繁ヶ池から出てくる谷の整備はできておりましたけれども、それは池として生存というか、機能を持っているときに水が流れる量を計算してあるものですから、今回は山に降った水がたまらずに流れてくるという状況の中で、その池から立河内川までに出るまでの間の整備をしないといけないということになりました。

つまりは、能力が足りないということになってしまいまして、断面が足りないということになりました。設計をし、河川を整備していくということになっておるんですけども、そのときに設計の内容の中で、今ある幅の中で改修をしていこうという考えでございました。しかしながら、能力的にやはり難しい。といいますのは、深くしたり、高くしたり、そういった中の用地の幅の中で改修をしていこうというふうに考えておりましたけれども、やはりなかなかそうはいかないということが判明いたしまして、今回99万円を計上させていただきましたのは、用地を頂いて、その分を広げていこうということで、用地測量の費用を計上させていただいたというのがこの内容でございます。

今、設計を進めておりますけれども、そういった関係の中で出てきたというふうに御理解頂きたいと思っておりますし、内容が変わったわけでもございませぬし、趣旨が変わったわけでもないということを御理解頂きたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 課長の説明は分かりましたが、要するに、用地の測量ということですが。延長とか幅というのと、将来的にはもっと今後は工事費が出るわけですけども、そのことによって民家が下のほうにあるんだと思うんですが、災害とかなんとかに関係する件数は何件くらいありますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 設計のほうはまだ進んでおりませんので詳細は言えませんが、立河内川に面した家辺りのところからが、簡単に申しますと、バックウォーター現象ということにもなっておりますし、そういった部分が一番影響するのが、やはり川に面した周りのところになってまいります。

集落自体が川に面しておりますので、そうしますと、その入り口周りのところから上流に上ったところということになろうかと思っておりますけれども、そういった部分に対して影響が出てくるかなというふうな気がしております。

どちらにしましても、うまく合流ができるような形に持っていきたいということと、やはり周りにもなかなか影響が出ないような形のものにしていきたいということもありますので、今後そうした部分の土地も含めまして設計を進めていきたいというところで御容赦頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） まだ質疑はあると思えますので、ここで10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）の質疑を続行します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） すいません、もう一度観光費のほうの機械器具費のことで、私のほうからもよく分からないのでお聞きします。

今のこの255万円、設置をしても、臭いそのものは除去することもできない。町としては全部の部屋を禁煙にしたいということでお聞きをしましたけれども、一定期間は部屋のほうでの喫煙というのがあるということになるのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 現在、打ち合わせている状況でございますが、基本的には洋室、いわゆる喫煙できる部屋も禁煙室に移行していきたいと考えております。

期間については、まだ詳しい調整はしておりませんが、できるだけ早く、喫煙ブースができましたら禁煙室へ変えるよう周知をしていきたいと思えますが、予約等いろいろ状況がございますので、そこは今後調整をしていきたいと考えております。できるだけ早く禁煙室にしていきたいという考えは持っているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑はありませんか、ほかに。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 10ページの自治振興費で、説明どおりに、自治振興費の企画課のほうの修繕料、椋谷の集会所というお話を聞きました。金額的に35万1,000円、屋根を直すというようなことでございましたけれども、この35万1,000円は高い安いでなしに、この修繕の内訳というか、例えば私が思うのは、災害で壊れて修繕するのか、それとも、例えばトタンぶきでしたら、自然に腐っていつて修繕せないけんとか、いろいろあるかと思うんです。

それで、この修繕がどちらのほうの部類になるのか。

もし、自然に腐食して、垂木から何から腐っていくような状況の集会所なのか、このたびの台風でめげてなったのか、その辺はどちらの部類に入るのか、そこを聞いてまた質問したいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 修繕の内容ということでお答えいたします。梶谷自治会館の屋根の修繕でございます。原因は、自然劣化です。災害等に起因するものではございません。

ちょっとなかなか口だけでは説明しにくいんですが、玄関の雨よけというんでしょうか、玄関口のところでちょっと屋根が飛び出ている形になっております。そこに尾根ではなくて谷が2か所ございます。その2か所の下に、雨が流れるようにフェルトとトタンを置いておりますが、ここがちょっと腐って、下の木とかがちょっと腐りが出て水の流れが悪かったのかもしれない。経年変化によるちょっと劣化がありまして雨が漏り始めましたので、そこを修繕するものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 分かりました。というのは、屋根は瓦ぶきということですね。谷はトタンでも、屋根は瓦ですね。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） そのとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 私がなぜこんなことを言うかということ、公の施設の現状ということ、企画のほうからいろいろ出しておられますが、もし古い建物でそういうふうなところは幾つもあるかと思うんですが、今のような状態ですと部分的なところで修理はよろしいかと思いますが、大きな屋根の中で腐食しておるんであれば、部分的に修理することよりも一気に、トタンぶきであればです、直したほうがいいのかなというふうな気がしておりましたので質問いたしました。

それで、関連のようなことなのですが、11ページの、これも高齢者福祉施設のはとの湯荘のことですが、182万6,000円です。このことも、私、二、三年前に経済委員会のほうで、たしか視察に行ったかと思うんですが、裏のほうで、とい等が壊れて水漏れがするんだということで視察に行ったことがあります。

またこのたびも180万円も、はとの湯にこういうふうな修繕費が出ておりますが、いつかお話ししたことがあるかもしれませんが、もうかなり老朽化した施設ですので、1回の修理費が

180万円、200万円というのが出てくるようになると、小さいものでも造り替えていくほうがいいんじゃないかと私は前も提案したことがあるんですが、その辺のことを、修繕したらもう次はないよということを言いながらまたこれが出てきておるんです。もう少し抜本的に大改修するか、もう建て替えるとか、何か方策しないと、二、三年おきに180万円、200万円という経費が出ていくというのは、大変もったいないと思いますが、その辺いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。私の現在調べているところによりますと、はとの湯の屋根、同じ場所ではございませんが、元年度に予算を440万円だったと記憶しておりますが、計上いたしまして、屋根を直すということで工事をしたところでございます。

当時の発注状況ですが、屋根全部を直さなくても大丈夫であろうということで、金額にして165万9,000円で修繕しております。今回計上させていただきましたのは、そのとき屋根が一体となっておりますけど、そのとき施行しなかった範囲を今回予算で計上させていただきました。

はとの湯荘の屋根は、特殊といいますか、今ではあまり使われない工法でございまして、発泡スチロールみたいな、ウレタンみたいなのを吹きつけて、その上に防水塗装をするという特殊なものでございまして、どうしても経年変化により修理していく必要が出てくる構造になっております。

サイクルでいえば、5年、10年ぐらいのサイクルになるかと思っておりますけど、どうしても修理していく必要が出てくる可能性は否定できないところでございます。

建て替えという今御提案でございまして、そのことにつきましては現在は検討していないという状況でございまして。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 10ページの電算管理費で、番号カード関連事務交付金ということで上がっておりますが、ちょっと説明があったか分かりませんが、もう一度説明願います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 予算書10ページの8電算管理費、003基幹系システム運営管理費、その中の番号カード関連事務交付金ということでございます。

説明させていただいた分と重複しますけれども、表現は「交付金」となっておりますけれども、実質的には、これは地方公共団体情報システムという団体に対する運営経費をお支払いをするというものです。

何のためにといいるところなんですけれども、これは文字どおり番号カード、マイナンバーカー

ドの今いろいろな使い方というか開発がなされておるというところで、基本的には国が中心になって大本のシステムを改修をするという部分があります。その部分に対して、いわば全国の地方公共団体が負担金をお支払いしてその部分を担っていただくという、こういう流れの金額ということで見ていただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） ありがとうございます。その関係で、今、吉賀町も番号カードの取得について取り組みもされているわけですが、大本には地方交付税への影響ということが言われていると思いますが、特に吉賀町は交付率が低いというふうにも言われておりますが、一体どのくらいの影響が出てくるかとか、そういうものというのは今示されているのか、その点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） その点につきましては気になるところではあるんですけども、そうした部分について国から現在のところ示されたものはありません。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 19ページの災害復旧工事費の件で005ですが、お伺いします。

先日の説明では、大雨によって取水口に土砂が堆積して撤去した費用ということで、町内の15か所という説明がありました。これは非常にありがたいことなんですが、農家の方のほうから建設課のほうに災害があったということで要望があったのか。それとも、建設課のほうでいろいろ聞いて調べて15か所を工事をしたのかをお聞きします。

なぜかといいますと、今までは水利組合が管理しているところについては、なかなか町の公費で災害復旧ができないんだと。水利組合の管理している水路については、水利組合のほうでお願いしますという姿勢を聞いておまして、そうでないとき、町のほうに災害復旧をお願いするのはなかなか息苦しいものがあつたんですが、このたびは15か所も災害復旧分として予算が上がっておりますが、これについてはどのような経緯でなったのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきたいと思えます。19ページの農業用施設災害復旧費でございます。005の現年単独災害復旧事業費でございますけれども、今議員が言われましたとおり、15か所の堤外水路について、埋まったものについて除去するという災害復旧でございます。

これにつきましては、当時8月の上旬ですので、水がどんどん必要だという時期ではございませんでしたが、水が必要だということではありました。しかし、そういう状況でしたので、地区

のほうから、詰まったというふうなそういう連絡が数本ございましたけれども、ほとんどございませんでした。

ではなぜこの箇所が上げられているかと申しますと、その後、うちの課員が点検に回りました。つまりは、今水があまり必要ないので皆さん方そういうふうはこちらのほうへ連絡を頂きませけれども、このまま放置いたしますと、3月、4月、春になって作付をする際にどうしても水が来ないという、そういった状況になってまいります。そういった状況も避けなければならない。もう既に過ぎてしまったものについての災害復旧はなかなかできないということがございましたので、こういった事業を考慮して、こちらのほうで事前に、特に北側のほうが雨が多かつたもんですから、そういったものを中心に大体全町回りを確認いたしました。その結果がこの15か所ということになるかと思っています。

水利組合については云々というのがございましたけれども、決してそこを分けているつもりはございませんので、こうした警報級の、誰が見てもこれは大雨だねという部分がありましたときには、やはりそういった手だてをこちらしても講じていきたいというふうに考えておりますので、そういった部分今後は、今後はと言いましょうか、10年もなかったと思うんですけども、そういった部分がありましたら連絡頂きたいと思っております。

という状況で、今回災害復旧をするということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ありがとうございます。非常に、本当に水利組合の管理をされる川にありまして、そういう災害のときは直していただくということをはっきりお伺いしましたので、大変うれしく思います。

今課長が言われましたが、もう水が要る時期が過ぎましたが、改めて田んぼが終わって、掃除とか何とかした場合は、ここは泥が詰まったのでやれんわ、というところが恐らく出てくると思うんですが、今からでも建設課のほうにお願いをしたら土砂の撤去はしていただけますか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 今回計上させていただきました費用でございます。やりくりをしていきますと、増減、少ないか多いかは出てまいりますけれども、基本的にはこういった災害的な雨が降ったわけでございますので、押しなべて対応していきたい。予算の範囲では対応していきたいというふうに考えております。今からでも遅くないということでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 予算書の18ページ、農地災害復旧費で005現年単独災害復旧事業費で、棚田の裏側とか説明がありましたが、測量設計委託料も入っているということは、復

旧費と設計というとまた違うところを直されるというのを一緒にやられるということなんですか。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、今の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。18ページの下の枠でございます。農地災害復旧費でございます。今議員が言われましたのは、005の現年単独災害の復旧事業費、254万3,000円のうちの測量設計委託料が174万3,000円、それからその下、復旧工事費が80万円になっております。

この部分につきましては、上段でございます616万円、災害復旧工事費、大井谷の棚田の展望台、この裏側にも農地がございまして、やはりこの棚田と同じように棚田になっておりまして、その部分が被災をいたしました。畦畔が崩壊をしたというものでございまして、こうなりますと本災、国の費用を頂きまして、補助金を頂きまして復旧をさせていただくということになってまいります。

下の段の174万3,000円につきましては、この設計委託料でございます。この部分につきましては、補助金等が付いてまいりませんので、町の単独費のほうで計上していかないとけないということになってまいります。

それから、下の災害復旧工事費の80万円につきましては、下高尻で1か所畦畔が崩壊をしました。崩壊という言い方が正しいのか、崩れたという言い方が正しいのか、その分につきましては、作付するエリアには被害が及びませんでしたので、本災ということで計上することができません。そういった関係で、畦畔を直す、部分的に直すということで30万円を計上させていただいています。

残りの50万円でございますけれども、これにつきましては、今、大井谷の展望台の裏側の本災のほうと言いましたけれども、そこへ通じます部分、下り道の今の畦畔が崩壊することで一緒にもっていかれた、土砂がたまってしまったということで、作付されている部分に機械を入れることができないということで、応急仮工事をする必要がございます。その部分の計上をさせていただいた50万円ということで、合わせて80万円を計上させていただいたということでございます。

ですから、本災の部分の計上と本災の部分の設計、復旧費と、単独に係る部分のお金をここに計上させていただいているということでございますので御理解頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 18ページの003保健体育施設費ですが、587万7,000円計上されていますが、これは六日市と柿木というふうに聞いたんですが、これはすいません、聞き漏らしたんですが、体育館のことでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えします。18ページの保健体育総務費の光熱水費ですが、こちらは町民体育館、これは柿木の町民体育館と六日市の町民体育館、この2施設の主に電気料の高騰による要求というふうになっております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 柿木の体育館がエアコンを使った場合は、利用者からエアコン代ということで支払っておりますが、エアコンについては、この光熱水費の中に電気代は含まれていないのでしょうか。

私もよく使うんですが、ステージだけ使うと安いよと。フロアを全面使うとエアコン代が高くなりますよという、なかなか、利用者から見たら結構高額なんですよ、一日使いますと。ただ、エアコン代、電気代については、町負担の光熱水費には含まれないのか、お願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 今回の光熱水費の予算につきましては、主に電気代と申し上げましたけど、ガス代も含まれています。ガス代もここ1年のところで、およそ単価が1.56倍まで高騰しています。

先ほど御質問のありました柿木体育館の空調関係は、ガスを利用しての設備だったように思っております。今回この補正に関してはガス代も含まれておりますので、関連してくるのではなからかというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ということは、利用者は払わなくてもいいということですか。今まではエアコン代ということでずっと払っておりますが。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 空調の電気代であったり、照明の電気代であったりというのは、電力会社から請求が町のほうにきます。利用者の電気料であったり、使用料は、別に歳入のほうで町会計のほうに頂くと、そういった形になっております。したがって、利用者さんから頂いた利用料をそのまま電気会社にお支払いすると、そういう形になっておりませんので、歳出は歳出、歳入は歳入というふうな形になろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 11ページの一番上の機械器具費というのがあるんですけど、これはたしか各学校の電子黒板とあったと思うんですけど、各学校というのは全ての小中学校が入るのか、それと電子黒板はどのぐらいの大きさなのか、あとは用途とか、その辺をお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えいたします。10ページの下段から11ページにかけてあり

ます、11ページの上段の機械器具費187万円のことだろうと思います。

今回、この電源立地地域対策事業費、こちらのほうで、当初のところでは学校施設の空調整備のための設計に係る予算を計上していました。こちらに係る入札を実施したところ、入札減が出たというところで、この交付金の事業の有効活用というところで今回この補正予算を上げさせていただいています。

この機械器具費につきましては、先ほど議員が言われましたように、電子黒板を更新しようというふうに考えております。現在、町内に8つの小中学校がございます。この全ての小中学校で電子黒板が配置されております。この電子黒板については、平成26年から28年にかけて順次整備されたもので、現在、配置に関しては、普通教室を中心に配置しておりまして、全部で36台配置がございます。

この電子黒板につきましては、今現在ではデジタル教科書というものを導入しておりまして、主に授業の中でそういったデジタルの教科書を映し出したり、教材を映し出したり、そういったことをします。

大きさにつきましては、現在学校にあるものは約60型です。今度導入しようとしているのは少しちょっと大きいんですけど、65型辺りを想定しております。

先ほど言いましたように、平成26年頃から導入しておりまして、既に8年ほど経過しております。随分不具合が出てきはじめてまして、修繕等を重ねながら活用しているというような状況です。これを順次更新をかけていきたいというふうに思っております。

今のところ、小学校施設の現在既存の電子黒板のほう少し不具合が多いようですので、そういったところから順次更新をかけていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 65型というのがちょっとよう分からんのですが、大きさで言うと、何センチか何メートルか、その辺をお願いします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） すいません、今分かる範囲でということでお答えさせていただきます。

縦と横の長さということでお答えすればよろしいんですが、ちょっと画面を斜めに計りますと、約165センチの大きさ程度になろうかと思えます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第7、議案第54号令和4年度吉賀町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第8. 発議第4号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第8、発議第4号安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書（案）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、発議第4号安倍元首相国葬の閣議決定を撤回し、国葬中止を求める意見書（案）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第9. 発議第5号

○議長（安永 友行君） 日程第9、発議第5号旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）を議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この文を見ますと、ちょっとよく分からない。要するに、まだよう考えという意味なのか、それとも元に、初めにあったように更地にして返してもらうようにまた考えを転換するほうへというふうな意味なのか、要するに、こっちかこっち、これを見るとどうもよく分からないので、その本心をひとつ聞かせてください。

○議長（安永 友行君） 提出者の9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） その件につきましては、私個人としては一般質問でも述べたとおり、最初の計画どおり解体・撤去していただき、そこに本当に必要なものを造るほうがいいというふうに考えておりますが、ただ部分的にも使えるのではないかという御意見も頂いておりますので、その点については町長のほうでしっかりと検討してほしいということで、慎重な判断ということで示しておりますので、私個人という形ではない、文章そのもので読み取っていただいたらというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） この決議案に対して反対ということでございます。今ちょっと質問しましたが、意味がよく分からない。よく分からないものに賛成するわけにはいきません。

といいますのは、今からこれを町長に考え直せという意味に取られるかと思うんですけど、もう考える余裕がないから、時間的にも駄目じゃから、とにかく早く、元の案、案というか、更地に云々というふうにしてくださいというのか、ということだと思うんですが、私は町長がせっかく、町の産業振興とか、あるいは活性化ということに努めるとはつきりおっしゃいました。それに賭ける、賭けるという意味はいいか分かりませんが、先般も地域商社の件についても、これは議会では否決したわけですが、それはいろいろ問題があったわけですが、「糞に懲りて膾を吹く」というのがありますけど、そういうことでなしに町長はしっかりと、今度こそ町の産業振興あるいは地域おこし、これに努めるということでそれに大いに期待するということでもあります。

したがって、この案については賛成できません。

○議長（安永 友行君） それでは、賛成討論はありますか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は、賛成者として討論します。旧六日市学園施設が町の活性化のために利用されることは大いに推進していくべきだと思います。が、最善の方法等で進めるべきであります。吉賀町総合戦略を基に計画を作成されることとなります。

土地、建物の構造、位置など決められた条件の中で考えることとなります。利活用の目的に中

学生、高校生などの活動にも利用されることとあります。隣接して吉賀町交流研修センター、真田グラウンドもあります。

総合戦略の中に、50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会とあります。慎重に計画を立て実行するべきと思います。

○議長（安永 友行君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、賛成討論に移ります。賛成討論はありませんか。3番、三浦議員。

○議員（3番 三浦 浩明君） それでは、賛成討論をいたします。この発議に関しては、慎重にということは、まず一番必要だと思います。もともとこの案に関しては、町長がいろいろ考えた末、こういった流れになったんだと思います。そういったところで決断されたと思います。

ただ、そこまでは私はどうこう言うことはありませんが、これまで2回の説明会がありました。その中で吉長アドバイザー、この方のいろいろ説明がありましたが、構想はいいんですが、簡単に言えば中身です。どういった業種をやる、どういった内容でどういった経営をすると。それがまだ今からと。そうやって定かでないうちにこれを何もない根拠のうちに進めていくのは、これはどうかと。私は議会の立場から言いますと、何もしつかりした根拠がないのに、これを賛成しなさいと言ってもそれは無理な話です。だから、「慎重」という言葉が今回出たと思うんですが。

とにかく、これからの構想はいいにしても、これからの業務内容、先ほど言いましたが、そういった詳細をしつかりしたものを基にアドバイザーがちゃんと説明し、それが議会、また町民の利益になるものなら、これは大賛成ということになると思います。ただ、それがまだなされてない状態で、これが賛成、反対というのは、そういう意思表示もありますけど、私とすれば、今の状況の中でまだなかなか具体性がない中で、これをそのまま推し進めていくと、そういうことに関しては、まずは慎重に物事を進めていくと、それが一つは執行部、町長のためにもなると思っております。

ということで、この件に関しては熟慮に熟慮を重ねて、そういったことも含めまして賛成討論といたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 私はこの発議に対して、賛成討論をいたします。今年の6月まで

法人から申出がありましたように、無償譲渡について町での活用を検討すると。そういったことで財政状況が大変厳しい中で施設の規模、維持、経費等について直営での所有は非常に困難であるという町側は判断しておったわけですが、7月4日の全員協議会におきまして、町民有志の方から要望書が1,075人、もったいない、利活用してほしいというような要望書が出されました。

そうした中で地方創生アドバイザーの助言とともに方向転換を町長は表明されたわけなんですけれども、それにおきまして地域再生法に規定する地域再生推進法人を設立して、町が指定した上で企業版ふるさと制度を活用した企業からの財政支援を受ければ、今後、将来的には大幅な財政の出動がほとんどないであろうというような説明をされましたけれども、掘り下げて申し上げれば、この方針転換は、まず住民のコンセンサスが取れていないということが第一点あります。

昨日もありました、9月5日現在で5,774名、今町民の数です。そうした中で1,075人といいますと、大ざっぱに言うと18%の要望者の方です。残りの5分の4、82%の方は同意しておられない。ただ書いていないだけかもしれませんが、そうした中で賛成同意された方の中には、無理やりじゃないですけども、やはり地区の人が回られたから書いてしまったといったような話も聞きました。

そういったことをいろいろ勘案して、5分の4、82%の方は、多くの方が将来に禍根を残すのはやめてくださいよと、多額の費用が今後発生することにならないよという声が大多数であります。

スケジュールでは、先ほど配られました明年度5年の4月1日に地方再生推進法人と普通財産の無償貸与契約をするというふうなスケジュールができておりますけれども、やはり地域再生推進法人の指定に係る効果は、遊休施設の有効活用ができて、またこの法人が建物費用の削減になります。法人はなりますよ。ですけども、そういったスケジュールによりますと、12月から5年の3月までの間に指定申請をして2月から再生推進法人として事業展開とするとあります。合わせて、一般社団法人は、町の有志の方で今話合いの途中であろうかと思いますが、11月に登記を完了というふうになっている状況であります。メンバー構成については全く町のほうからは説明を聞いておりません。

そして、明年度2月には業務展開としている推進法人の業務をする人員の配置、ここで最も大切なのは、的確に業務を円滑に遂行することができるかどうか、そのために必要な経済基礎がきちっと構築できるかというのが私は危惧しているところです。企業版ふるさと納税で企業からの支援が見込まれると、事業の詳細と、12月から寄附を受け付けるとなっておりますけれども、非常に不透明なところが、不明点が多い中で、性急な判断で私はあると思います。

そして、5分の4の住民の声と町の財政と未来を考えたときに、やはり安易な選択をするべき

ではないと思って、今回白紙撤回を私は望んでおります。

以上の理由をもちまして、私はこの発議に賛成といたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） それでは次に、反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第9、発議第5号旧六日市学園施設の利活用に慎重な対応を求める決議（案）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。（発言する者あり）

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 決算審査特別委員会委員の選任について

○議長（安永 友行君） 次に、日程第10、決算審査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

初日に設置いたしました決算審査特別委員会委員については、別紙名簿のとおりですが、三浦議員、村上議員、桜下議員、河村隆行議員、中田議員、桑原議員、計6名の議員で構成いたします。

別紙のとおり委員を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、決算審査特別委員会委員については、ただいま私のほうも申し述べましたが、別紙名簿のとおり選任することに決定をしました。

なお、事前をお願いしておりましたが、委員の互選により、委員長には3番、三浦議員、副委員長には4番、桑原議員が選任をされましたので報告をいたします。

日程第11. 地域医療調査特別委員会報告について（中間）

○議長（安永 友行君） 次に、日程第11、地域医療調査特別委員会報告について。これは中間報告でございますが、を議題とします。

お手元に配付のとおり、地域医療調査特別委員会委員長より報告書が提出をされております。地域医療調査特別委員会委員長から報告を求めます。3番、三浦地域医療調査特別委員会委員長。

○地域医療調査特別委員会委員長（三浦 浩明君） それでは、地域医療調査特別委員会より中間報告をさせていただきます。

令和4年9月16日、吉賀町議会議長安永友行様。地域医療調査特別委員会委員長三浦浩明。調査報告書。中間報告であります。

本委員会に付託された地域医療に関する諸々の事項について、下記のとおり調査を行いましたので報告いたします。

記。2点ありまして、まず一点目、調査年月日、第1回、令和4年6月27日、第2回、令和4年7月4日、第3回、令和4年7月28日（医療対策課へのヒアリング実施）、第4回、令和4年8月10日、第5回、令和4年8月19日（石州会へのヒアリング実施）、第6回、令和4年8月29日、第7回、令和4年9月13日（医療対策課へのヒアリング実施）、一応こういった行程で調査特別委員会を行っております。

そして、2番目といたしまして、調査結果であります。当委員会は7回の委員会を開催して石州会並びに医療対策課へのヒアリングを行った。しかし、委員会としての報告の取りまとめ段階には至っていないということですが、補足としまして、時期的には6月に医療対策課特別委員会を設置しまして、急ピッチでこういった7回の調査特別委員会を開催しております。その中で医療対策課、石州会へのヒアリングも行っておりますが、現実的なことを言いますと、双方の意見、主張に差異があると、そういった事実も今起こっております。

その中で、ここで中間報告をして結論づけるわけではありませんけど、そういった事実もありますので、幾らかの時間がまだ必要だということを含めまして、このような形で委員会としての報告の取りまとめ段階に至っていないと、そういった文言で表現させていただいております。

もう一つ言いますと、やはり先ほど言いました、双方に差異があるということについて表に出たわけですが、ここはしっかりと双方で、またそれに関連する執行部もということになるかもしれませんが、しっかりとやはり同じテーブルについて、譲歩するところは譲歩する、そういったたくさんのいろいろな案件で、お互いに異論はあるとは思いますが、そこら辺を十分に1つずつ解決して前へ進めていくと。同時に、委員会としては、早期の公設民営化を望むという意見も出ております。

ということで、最終的にはちゃんとした報告もいたしますが、急ピッチでやっているということも一つはありまして、こういった取りまとめの段階には行っていないということで報告させていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で、地域医療調査特別委員会からの中間報告を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会といたします。御苦勞でございます。

午前11時10分散会
